

平成 21 年第 1 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 21 年 3 月 19 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

道路公園課長 佐藤 実

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

---

午後 1 時 00 分 開会

○議長 (阿部五一)

これより平成 21 年第 1 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (阿部五一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において尾口好昭議員及び昌浦泰己議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 30 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（阿部五一）

日程第 3、議案第 30 号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 30 号 和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは平成 21 年 2 月 14 日に発生した樹木の折損による境内建物の破損事故について、事故の相手方と和解し並びに損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、議会資料別冊の議案関係資料の 1 ページをお開き願いたいと思っております。

事故の発生の期日は平成 21 年 2 月 14 日でございます。

事故の状況につきましては、市が管理する留ヶ谷地内の天満宮緑地の樹木が、暴風警報発令下の強風により折損し、同緑地に近接します天満宮の境内建物の北側の屋根に接触したものでございます。

当日は、暴風警報が出ておりまして、ちょうど午後の13時ごろ、最大の風速が11メートルというものが計測されてございます。

折損した樹木は、樹高が約20メートルある杉の木でございまして、地上約4メートル部分が二またに分かれて分岐してございました。

本件事故は、この樹幹の分岐箇所が腐朽、腐っていたことによりまして、また、樹幹のちょうど上の方に枝葉が集中し、荷重がかかっていたこと、また、分岐箇所から折損、折れやすい方向に強風が吹いたことなどの要因が重なりまして、一方の樹幹が倒壊して発生したものでございます。

これに伴いまして、本件事故によりまして、市は相手方に対して建物境内の屋根を破損する損害を与えたものでございます。

なお、損害賠償の額は110万9,409円でございまして、これは全額、保険の方で賄うという予定でございます。

なお、補正予算の方に歳入歳出同額計上しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番雨森修一議員。

○7番（雨森修一議員）

多賀城市内に、例えばこういったような強風で倒れるとか、そう予想できるような場所の再点検ということも考えておられませんか。ただここだけで、これが起きたので、今度補償するのではなしに、そういったこともひとつ踏まえて、いや、回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

緑地関係なのですけれども、実際には、例えば多賀城公園などは自然緑地ございまして、年に4回ほど巡視させておりますけれども、すべて目視という形で巡視しておりますので、危険性がゼロということはないというぐあいには思っております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

まずは、私もこのお宮知っておりますのですけれども、金額がちょっと、111万円というのは修理費としてはちょっと高いような気がするのです。どういふのでこの110万円というのが発生したのかということです。

それから、あと、今、年4回巡視ということで、市の管理する公園にある樹木は定期点検しているということなのですが、目視とか巡視だけでは、やはりこういう事故というのがやはりまた考えられるので、樹木医さんと言うのですか、あるいは造園で、木に対して結構造詣の深い方などに点検を依頼すると、これですと樹高20メートルなのですから、仮に樹高10メートルを超えるような木あたりは、樹木医の診断などということは考えていらっしゃるのか、どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

まず、修理費の件でございますけれども、神社の棟ですか、一番上の棟の部分の端にある、建物で言うと鬼がわら部分が折損したと、壊れたということ、もう1点は、枝によって屋根の部分のブリキに穴があいたという部分がございます、実際にその部分を補修する面積が約30平方メートルほどの大きさでございます。（「30平方メートルというと大変なことになりますよ。3平方メートルではないですか」の声あり）銅板ですね。失礼しました。銅板です。（「銅板」の声あり）

ですから、解体費が幾らだとか、それから見積もりをとってございまして、実際に修理する側と内容を協議した結果だということでございます。

それから、維持管理関係でございますけれども、公園等の高木につきましては、すべて造園屋さんをお願いしまして、維持管理、枝払いなどをしてございます。

ただ、今回のような自然緑地の部分について、昔からあるような杉の木については、高木なものですから、目視という形でやっておりますので、これを機に一たん点検をしたいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

この当該公園ですか、多賀城市の保存樹木の椎の木などがあったような気がするのです。やはり保存樹木あたりに、逆に言えば、風向き次第によっては、そちらの方に折れていくとか、そういうことも考えられるので、やはり折れやすい木だなというのは早目に対処してほしいのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

そのように対処したいと思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ただいまの質問と若干ダブるのですが、私も、いかに強風とはいえ、なぜ杉の木が折れるのだらうと思って現場に行ってみましたら、二またに分かれていて、その片方の枝が折れたということで、確認していますが、先ほど、点検するというお話だったのですが、点検して、やはり枝払いも必要だったらやると。それから、建物に近い樹木については、一定の間伐というのもあり得るのではないかというふうに思っているのですが、その辺について回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

天満宮緑地は市のものでございますけれども、やはり神社というような景観もございまして、杉の木を養木のための刈り払いというのは実は考えておりませんし、もう一つ、その間伐等によって、神社としての借景などに影響があるかもしれませんので、その辺については神社の持ち主である櫻井さんと協議をして、処理したいとこのように考えております。

○議長（阿部五一）

藤原議員、いいですか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 5 議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議案第 33 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 4、議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 7、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出にそれぞれ 11 億 532 万 8,000 円を追加し、総額 200 億 2,924 万 4,000 円とするものであります。

歳出については、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業に係る事業費の追加補正並びに地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係る事業費の追加補正及び財源の組み替えを行うのが主なものであります。

一方、歳入については、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業等に係る国庫補助金の追加補正を行うのが主なものであります。

また、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業等において、繰越明許費を設定するものであります。

議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 3,248 万 5,000 円を追加し、総額 30 億 9,133 万 4,000 円とするものであります。

歳出については、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施する雨水施設維持に要する経費の追加補正を行うものであります。

一方、歳入については、歳出の増加に伴う一般会計繰入金の追加補正を行うものであります。

また、雨水施設維持に要する経費について、繰越明許費を設定するものであります。

議案第 33 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出からそれぞれ 1,760 万 1,000 円を減額し、総額 171 億 7,239 万 9,000 円とするものであります。

歳出については、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に係る事業費の追加補正並びに地域活性化・生活対策臨時交付金事業として平成 20 年度に前倒しで実施する事業に係る事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業等に係る県補助金の追加補正及びこれに伴う基金繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業として行う建築図面等 CAD トレース業務委託等について債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出からそれぞれ 3,248 万 5,000 円を減額し、総額 30 億 8,951 万 5,000 円とするものであります。

歳出については、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として平成 20 年度に前倒しで実施する雨水施設維持に要する経費の減額補正を行うものであります。

一方、歳入については、歳出の減少に伴う一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 4 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 4 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 名を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 17 分 休憩

---

午後 4 時 39 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

ここで、補正予算特別委員長の報告を求めます。14 番相澤寛司議員。

（補正予算特別委員長 相澤耀司議員登壇）

○補正予算特別委員長（相澤耀司議員）

委員会審査報告をいたします。

議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 33 号 平成 21 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 34 号 平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）



本委員会に付託された上記議案は、本日 3 月 19 日に委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○議長（阿部五一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案 4 件に対する反対討論の発言を許します。反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

次に、本案 4 件に対する賛成討論の発言を許します。1 番柳原 清議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 31 号から第 34 号まで、賛成の討論をいたします。

補正予算全体については賛成するものですが、幾つかの点で私どもの立場を表明しておきたいと思います。

まず、定額給付金についてであります。定額給付金支給事業そのものについては、予算と法律が成立して、国民一人ひとりに受け取る権利がありますので、速やかに給付されるようお願いいたします。

しかし、定額給付金については、国会でもさまざまな議論を呼びました。麻生太郎首相は、昨年 10 月末の発表当初、「全世帯について実施します」と言っていました。それが数日後には、「豊かな人に出す必要はない」。1 カ月後には、「金持ちが給付金を受け取るのはさもない」とも述べ、「哲学、矜持、考え方の問題だ」とまで言い切りました。

ところが、年が明けると、「高額所得者も盛大に使っていただきたい」と一変し、最近では、「受け取ります。直ちに使って消費の刺激に充てる」と表明をしております。

この首相の迷走は、定額給付金には哲学も理念もなく、選挙前にとにかく配るというだけで、まともに検討された対策ではなかったということを証明しているのではないのでしょうか。

政府の財政制度審議会でさえ、「消費効果は恐らくほとんどないだろう。給付金は緊急支援と言えるか、全く言えない」など、批判が続出しました。

定額給付金の元祖、1999年の地域振興券は、実施前から「天下の愚策」と批判され、実施後は、現職財務相が、「無駄が多かった」と失敗を認めています。政府でさえ、1999年の地域振興券のケースを当てはめた場合、GDP押し上げ効果は0.12%にしかならないことを認めています。

また、定額給付金の給付は、住民基本台帳に基づいて行われます。このため、路上生活者やネットカフェ難民など、最も生活支援を必要としながらも住民登録がない人には支給されないおそれがあります。また、受給権者が給付対象者の属する世帯の世帯主とされているため、例えば家庭内暴力・DVで夫から逃げている被害者などへの給付も困難とされています。

2次補正の衆議院通過後の世論調査（読売新聞）でも、75%の人が「定額給付金を評価しない」と答えています。生活が苦しいにもかかわらず、大多数の国民が厳しい目で見ているのは、税金をばらまくのではなく、2兆円を福祉や雇用対策などに有効に使ってほしいと、多くの国民が考えているからにほかなりません。

その意味では、単に2兆円をばらまくのではなく、別の有効な使い方があったのではということ、この場をもって指摘しておきたいと思います。

国民の暮らし応援を言うなら、小泉内閣以降の増税や社会保障の負担増、給付カットは年間で13兆円に上ります。'02年度から7年間の累計で見れば、50兆円近い大負担増です。こんな負担をかぶせておいて、わずか2兆円を1回だけ配布したとしても、何の効果も期待できないことは明らかです。しかも、将来、消費税増税で5%の税率引き上げが強行されれば、さらに年13兆円の国民負担増です。まさにばらまきは一瞬、増税は一生ではないでしょうか。

1年限りではなく、恒久的施策として、大企業、大金持ち減税はやめ、庶民の暮らしを応援する方向をとるべきだと考えます。

次に、子育て応援特別手当についてですが、これは幼児教育期の第2子以降の子1人当たり、1回に限って3万6,000円が支給されます。

しかし、第2子以降への支給のため、同じ年齢の子供でも第1子は支給されない、第2子が2歳、6歳では支給されないなど、対象が限定される不合理、不公平なものです。

子育ての経済的負担の増大や深刻な暮らしの実態から見れば、対象を限定せず、すべての子供に毎年支給することが求められています。

最後に、工業団地化に要する経費352万7,000円ですが、埋蔵文化財試掘調査に係る作業員賃金とのことですが、このように小出しにはせず、本予算に計上すべきものではなかったでしょうか。

以上、問題点を指摘しつつも、市民に給付金が届く範囲では、暮らしの応援になりますので、議案第31号から第34号まで、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 31 号から議案第 34 号までの 4 件を一括採決いたします。

本案 4 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 4 件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（阿部五一）

以上で今期臨時会の会議に付議された案件は全て議了いたしました。

これにて平成 21 年第 1 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでありました。

午後 4 時 50 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 3 月 19 日

議長 阿部 五一

署名議員 尾口 好昭

同 昌浦 泰已